

兵庫県公報

令和7年4月1日 火曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（災害対策課）	1
告 示	
○ 兵庫県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法第14条第4項の規定により 知事に提出する書類に添付する監査事項（教育課）	2
○ 指定公金事務取扱者の指定（教育委員会事務局財務課）	2

公布された法令のあらまし

◎災害救助に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第31号）

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 災害救助に関する手続等を定める規則
- 2 食の安全安心と食育に関する条例施行規則
- 3 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則
- 4 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
- 5 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

規 則

災害救助に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第31号

災害救助に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則

（災害救助に関する手続等を定める規則及び食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）様式第9号
- (2) 食の安全安心と食育に関する条例施行規則（平成18年兵庫県規則第45号）様式第1号（裏面）の部
（二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部改正）

第2条 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則（昭和39年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第4号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第4条 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第21号及び様式第22号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の災害救助に関する手続等を定める規則様式第9号、第2条の規定による改正後の二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則様式第1号及び様式第4号並びに第4条の規定による改正後の兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第21号及び様式第22号については、この規則の施行の際現に残存する第1条の規定による改正前の災害救助に関する手続等を定める規則様式第9号、第2条の規定による改正前の二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則様式第1号及び様式第4号並びに第4条の規定による改正前の兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第21号及び様式第22号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

告 示

兵庫県告示第310号の3

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定に基づき、兵庫県知事を所轄庁とする学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第82条第3項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第143条に規定する大臣所轄学校法人等を除く。）が私立学校振興助成法第14条第4項の規定により知事に提出する令和7年度以降の各年度の計算書類（私立学校法第103条第2項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査事項について、次のとおり定める。

令和7年4月1日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（収益事業会計にあたっては、貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうか。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る書類の提出から適用する。



兵庫県告示第310号の4

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の収納に関する事務を委託した。

令和7年4月1日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会
住所又は事務所の所在地	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
収 納 を 委 託 し た 歳 入	高等学校奨学資金貸与事業、勤労生徒奨学資金貸与事業及び地域改善対策奨学資金貸与事業に係る奨学資金貸付金償還金
指 定 し た 日	令和7年4月1日
委 託 し た 日	令和7年4月1日